

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の退職手当に関する細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程（以下「旧退職手当規程」という。）第21条に基づき、教職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

### (旧退職手当規程第4条第1項の規定の適用を受けるその者の事情によらないで退職した者)

第2条 旧退職手当規程第4条第1項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものは、25年未満の期間勤続し、組織の改廃又は勤務地の移転により退職した者とする。

### (旧退職手当規程第5条第1項に規定するその者の事情によらないで退職した者等)

第3条 旧退職手当規程第5条第1項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で別に定めるものは、25年以上勤続し、組織の改廃又は勤務地の移転により退職した者とする。

### (勸奨退職者の範囲等)

第4条 旧退職手当規程第6条に規定する別に定めるものは、前条に規定する者とする。

2 旧退職手当規程第6条に規定する別に定める一定の期間は、1年とする。

3 旧退職手当規程第6条に規定する別に定める年齢は、退職日において定められているその者に係る定年から5年を減じた年齢とする。

### (退職勸奨の記録)

第5条 旧退職手当規程第7条に規定する勸奨（以下「退職勸奨」という。）の記録は、理事長又はその委任を受けた者が作成する。

第6条 退職勸奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職の日における所属、職名、給料月額及び年齢
- (4) 退職勸奨を行った年月日及びその理由
- (5) 退職勸奨に対する職員の応諾の年月日
- (6) その他参考となるべき事項

2 退職勸奨の記録の様式は、様式第1号とする。

3 退職勸奨の記録には、教職員が提出した辞職の申し出の書面の写しを添付しなければならない。

4 退職勸奨の記録は、理事長又はその委任を受けた者が保管する。

5 退職勸奨の記録は、教職員の退職の日から5年間保管しなければならない。

### (旧退職手当規程第8条の4第1項で規定する別に定める休職等)

第7条 旧退職手当規程第8条の4第1項に規定する別に定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 専従休職者（(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされている教職員を言う。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。）当該休職月等

- (2) (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第3条により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた旧退職手当規程第8

条の4第1項各号に掲げる教職員の区分（以下「教職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

#### （基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第8条 退職した者の基礎在職期間に規程第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における旧退職手当規程第8条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める教職員として在職していたものとみなす。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該教職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員又は当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員（当該従事していた職務が別に定めるものであったときは、別に定める職務に従事する教職員）

#### （教職員の区分）

第9条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のイの表、ロの表又はハの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。

#### （調整月額に順位を付する方法等）

第10条 前条（第8条の旧退職手当規程により同条各号に定める教職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

#### （その者の非違により退職したもの）

第 11 条 旧退職手当規程第 15 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として旧就業規則第 42 条の規定（第 5 号を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた者とする。

2 前条第 1 項各号に掲げる者が引き続き旧退職手当の適用を受ける教職員となった場合は、同項各号に掲げる者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

**（退職手当の支給の一時差止め）**

第 12 条 旧退職手当規程第 17 条第 2 項の規定による通知は、退職手当支給一時差止処分書（様式第 2 号）によってしなければならない。

第 13 条 旧退職手当規程第 17 条第 6 項の規定による説明書の交付は、次に掲げる事項を記載した処分説明書（様式第 3 号）によってしなければならない。

- （1） 旧退職手当規程第 17 条第 2 項に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）の処分者
- （2） 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
- （3） 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間（旧退職手当規程第 9 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。以下同じ。）
- （4） 被処分者の退職の日における所属、職名及び給料月額
- （5） 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪にかかる罰条
- （6） 一時差止処分の発令年月日

**（退職手当等の額の返納）**

第 14 条 旧退職手当規程第 18 条第 2 項の規定による通知は、退職手当返納命令書（様式第 4 号）により、同条第 1 項に規定する刑の確定後速やかにしなければならない。

**附 則**

**（施行期日等）**

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第9条関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	平成8年4月1日から平成17年3月31日までの間において適用されていた大阪府の給与条例（以下「平成8年4月以後平成17年3月以前の給与条例」という。）の指定職給料表の適用を受けていた者で同表8号給以下の給料月額を受けていたもの
第3号区分	平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの
第4号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第2号に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の</p>

	<p>教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第6号区分の項第2号に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第9号区分	<p>(1) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>(2) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の教育職（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であっ</p>

	<p>たものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成8年4月以後平成17年3月以前の大阪府の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者及び平成17年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級の給料月額を受けていたものうち理事長が別に定める者又は3級であったもの</p>
第10号区分	第1号から第9号までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第2号区分	平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程」という。)の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第3号区分	平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの
第4号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち理事長が別に定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第2号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第7号区分	(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

	<p>料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第2号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第9号区分	<p>(1) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成23年3月以前の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち理事長が別に定めるもの又は3級であったもの</p>
第10号区分	<p>第1号から第9号までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p>

ハ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第2号区分	<p>平成23年4月1日以後適用されている公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程(以下「平成23年4月以後の給与規程」という。)の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったものうち理事長が別に定めるもの</p>
第3号区分	<p>平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの(第2号区分の項に該当するものを除く。)又は7級であったものうち理事長が別に定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの(第3号区分</p>

	<p>の項に該当するものを除く。) 又は6級であったもの</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項第2号に該当するものを除く。)</p>
第6号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第7号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第6号区分の項第2号に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第8号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第9号区分	<p>(1) 平成23年4月以後の給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(2) 平成23年4月以後の給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち理事長が別に定めるもの</p> <p>(3) 平成23年4月以後の給与規程の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第10号区分	<p>第1号から第9号までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者</p>



(様式第1号) 第6条関係

退職勧奨の記録

氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 ( 歳)
勤務地・ 職名		採用年月日	年 月 日
給料月額	円 ( 職 級 号給)	退職年月日	年 月 日
退職勧奨 年月日	年 月 日	勤続期間	年 月
退職勧奨 の理由			
参考事項			
作成者の職名、氏名及び印			

(様式第2号) 第12条関係

退 職 手 当 一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

(被処分者) あて

公立大学法人大阪理事長

旧公立大学法人大阪府立大学教職員退職手当規程第17条第1項の規定により、退職手当等の支給を一時差し止めします。

処 分 説 明 書

(一時差止処分を受ける者)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)  年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務地)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額)  円 ( 職 級 号給)
(一時差止処分の理由)  (思料される犯罪に係る罰条 : )	
(処分発令年月日)	年 月 日
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている退職手当等が支給されます。 1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合 2 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合(ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合	
年 月 日	公立大学法人大阪理事長 印

退 職 手 当 返 納 命 令 書

年 月 日

あて

公立大学法人大阪理事長

規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、すでに支給した退職手当のうち下記金額の返納を命じます。

金 記 円

算 出 根 拠	① 既に支給した一般の退職 手当等の額	円
	② 返納額	円

(記 事)